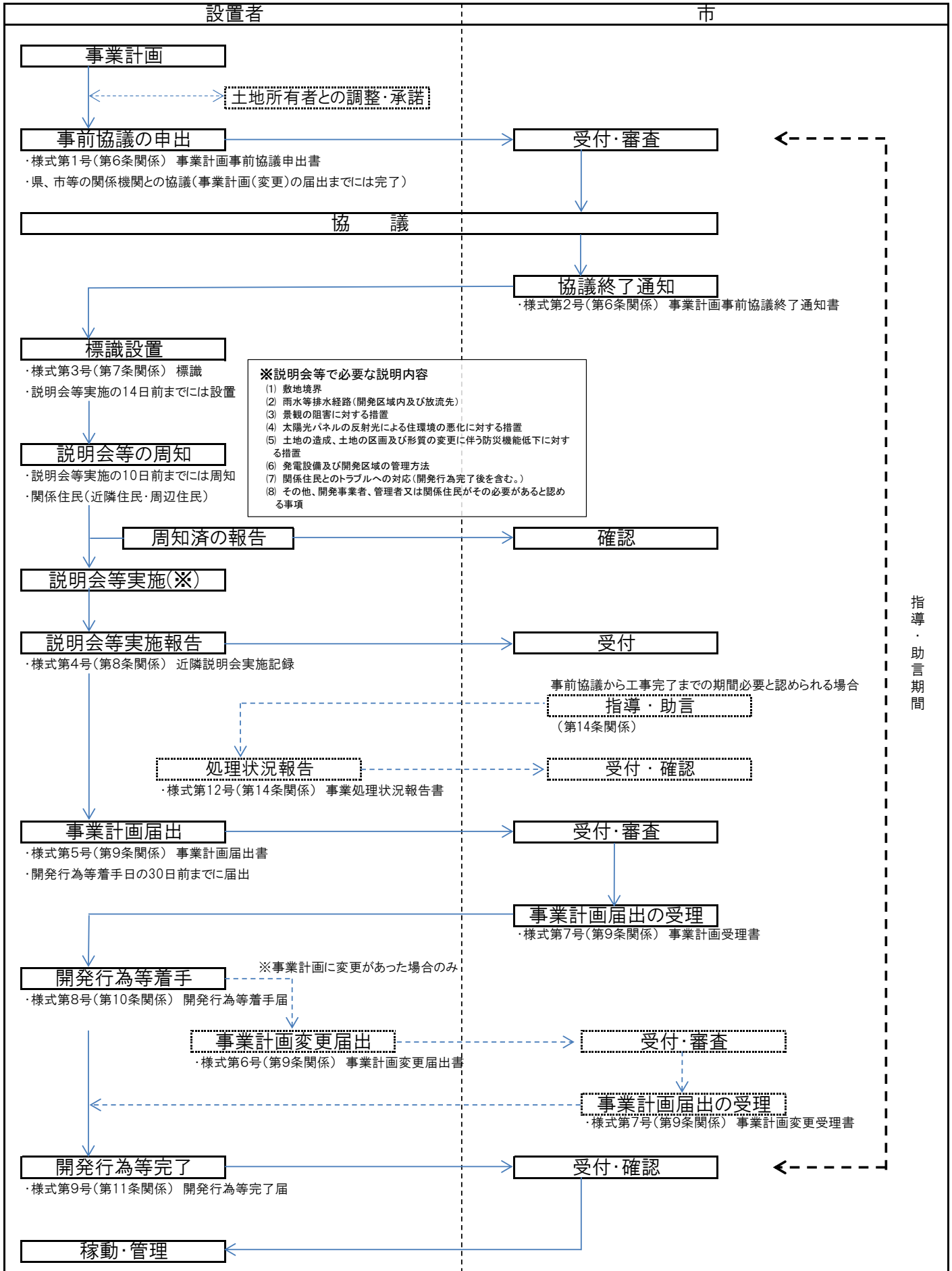


◆西脇市太陽光発電設備の設置手続きに関する条例に基づく手続きの流れ(事前協議から開発行為等完了まで)

【適用範囲】

・発電出力10キロワット以上の発電設備の設置の用に供する開発区域の面積が 5,000㎡未満の場合



◆太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例に基づく手続きの流れ(廃止計画～事業廃止完了まで)

【適用範囲】

・発電出力10キロワット以上の発電設備の設置の用に供する開発区域の面積が 5,000㎡未満の場合

